

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせです。

10月末現在で、12歳以上の接種対象者の80%を超える方が1回目の接種を終えており、現在の予約状況から年内には約85%の方が2回目の接種を完了する見込みとなりました。そのため、今後の1・2回目接種の体制を次のとおり縮小します。

○今後の接種体制

※この内容は10月末時点の情報です。

区分	接種期間等
集団接種	12月17日(金)をもって終了します。 ※1回目接種は11月26日(金)までとなります。
個別接種	おおむね11月中に終了します。 ※新たに12歳に達する方は、市内7箇所の診療所で接種を行います。詳細については、接種券に同封するチラシまたは市のホームページ(ワクチン特設サイト)でご確認ください。

○11月27日(土)以後または集団接種の予約が埋まった後の接種希望者について

市立総合医療センターで接種を実施します。予約受付方法や接種日等については、市のホームページ(ワクチン特設サイト)またはコールセンターでご確認ください。

○2回目のみ接種できていない方の接種

体調不良等で2回目の接種を受けていない方のために、2回目専用の予約を受け付けています。予約を希望される方は、コールセンターへお問い合わせください。

出雲市新型コロナ
ワクチン接種
特設サイト

<https://izumocoronavaccine.com>



おたずね／出雲市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎21-6613

出雲市中小企業者等事業継続支援給付金の申請を受け付けています

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、事業経営に多大な影響を受けている企業・個人事業者を支援するため、新たな給付金制度を創設しました。該当する事業者の方は早めに申請してください。

1. 主な支給対象要件 (全てに該当する事業者)

- ◇市内に事業所を有する中小企業者(法人・個人事業者)等
- ◇県が実施する「島根県飲食店等事業継続特別給付金」または「島根県中小企業等事業継続特別給付金」の給付を受けた事業者
- ◇市税等の滞納がない事業者



2. 支給金額 法人・個人事業者ともに **10万円** ※条件により**5万円**の場合あり。支給は1事業者につき1回まで。

3. 申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて原則郵送(封筒・切手は申請者でご負担ください。)にて申請してください。申請書は、市ホームページから取得、または市役所本庁・行政センターなどの備え付けをご利用ください。

申請に必要
となる書類

- ① 申請書
- ② 県が実施する「島根県飲食店等事業継続特別給付金」または「島根県中小企業等事業継続特別給付金」の支給決定通知の写し
- ③ 事業を実施している市内所在地が分かる書類
- ④ 本人確認ができる書類(個人事業者のみ)
- ⑤ 振込口座(通帳)の写し

市ホームページはこちら▼



4. 申請締切 令和4年2月10日(木)必着

出雲市 事業継続支援給付金 検索

おたずね／商工振興課 ☎21-6269

令和4年度から適用される 市民税・県民税(個人住民税)の税制改正について

主な改正内容

1. 住宅ローン控除の適用期限の延長等について

- ①住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例の入居期間が、令和4年12月31日までに延長されました。
この特例が適用される契約期間は、注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅などは令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間です。
- ②初めて住宅ローン控除の適用を受ける方は、税務署で所得税の住宅ローン控除の確定申告を行ってください。

2. 子育てに係る助成等の非課税措置について

- ①保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税とされました。
対象範囲は子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成です。
対象範囲
 1. ベビーシッターの利用料に対する助成
 2. 認可外保育施設等の利用料に対する助成
 3. 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
- ②上記の助成と一体として行われる助成（生活援助・家事支援、保育施設などの副食費、交通費等）についても対象となります。

「広島国税局業務センター出雲分室」の設置について

広島国税局では、10月1日から、事務の効率化を目的として、申告書等の入力などの納税者の皆さまとの対面を伴わない事務について、以下のとおり「業務センター」を設置して集約処理をしています。

名称	広島国税局業務センター 出雲分室
所在地	〒693-8689 塩冶善行町13番地3 出雲地方合同庁舎
電話番号	総括・管理担当 77-1021 / 届出・申告担当 77-1022 コール担当 77-1023
対象税務署	出雲税務署・石見大田税務署・大東税務署

1. 書類の提出先（申告書、届出・申請書等）

【書面】「広島国税局業務センター出雲分室」へ
※業務センターへ直接持ち込むことはできませんので、**郵送にてお願いします。**

【e-Tax】従来どおり、所轄税務署へ

2. 窓口対応（納税、納税証明書の交付、面接による個別相談等）

従来どおり、所轄税務署で行います。

なお、納税や納税証明書の交付については、電子（ネット）手続きが便利です！

3. 電話による税に関する一般的な相談

従来どおり、電話相談センター ☎21-0440 までお問合せください。

4. 留意していただきたい事項（業務センターからの問合せ）

事務処理上、業務センターから納税者や税理士の皆さまに対して、直接電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。

※「業務センター」の設置は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆さまの所轄の税務署を変更するものではありません。

おたずね／出雲税務署 ☎21-0440（代表）



おたずね／市民税課 ☎21-6770・21-6714